

Title	「死」にいたる道すじ：韓愈「唐河中府法曹張君墓碣銘」をめぐって
Author(s)	堀, 史人
Citation	待兼山論叢. 文学篇. 43 P.17-P.31
Issue Date	2009-12-25
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/11532
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

「死」にいたる道すじ

——韓愈「唐河中府法曹張君墓碣銘」をめぐって——

堀 史 人

一、墓碑につけられた道すじ

韓愈の「唐河中府法曹張君墓碣銘」（『韓昌黎文集』卷二五、以下、誌主の名を取って「張円墓碣」と呼ぶ^[1]）は、異色の墓碑である。韓愈は六朝以来の形式的・儀礼的な碑誌の文体を踏襲せず、実験的ともいえる文体で多くの碑誌を残したが、なかでもこの「張円墓碣」が異彩を放っている点は、その書き出しにある。

有女奴抱嬰兒来。

（女奴の嬰兒を抱きて来たる有り。）

碑誌の文は通常、誌主の家系や略歴を記した「序」から始まり、末尾に誌主への賛辞や哀悼を述べた「銘」が付されるといふ構成になっており、韓愈の他の碑誌もおおむねそのような形をとっている。その中で、女の召使いが赤ん坊を抱いてやってきた、という書き出しは他に例を見ない。なぜ、「女奴」がやって来たのか。そして、なぜ「嬰

児」を抱いているのか。小説のような書き出しに含まれた謎は、読み進めるにつれてしだいに明らかにされていく。

致其主夫人之語、曰、「妾張円之妻劉也。」

(其の主夫人の語を致して曰く、「妾張円の妻、劉なり。」)

「女奴」がやって来たのは「主夫人の語」を伝えるため、その「主夫人」とは、張円の妻の劉氏であることが分かる。以下、女奴の伝えた劉氏のことばが引用される。

「妾夫常語妾云、『吾常獲私於夫子。』且曰、『夫子天下之名能文辭者、凡所言必伝世行後。』」

(「妾の夫、常に妾に語りて云う、『吾常て私を夫子に獲たり』と。且つ曰く、『夫子は天下の文辭を能くするに名ある者なり。凡そ言う所は必ず世に伝わり後に行われん。』と。)」

続いて、劉氏の夫つまり張円は「獲私於夫子」とあるように、「夫子」と親交があったことが示され、「夫子」は天下の名文家だと評されている。言うまでもなく、この「夫子」とは韓愈のことである。

「今妾不幸、夫遇盜死途中、將以日月葬。妾重哀其生志不就、恐死遂沈泯、敢以其稚子汴見先生。將賜之銘、是其死不為辱、而名永長存、所以蓋覆其遺胤子若孫。且死万一能有知、將不悼其不幸於土中矣。」

(「今妾不幸にして、夫は盜に逢いて途中に死し、將に日月を以て葬られんとす。妾重だ其の生きては志の就らず、恐らくは死しては遂に沈泯たるを哀れみ、敢えて其の稚子汴を以て先生に見えしむ。將う之に銘を賜

わらんことを。是れ其れ死すれども辱めと為らず、名は永^{なが}長く存せん。其の遺胤、子、若しくは孫を蓋覆する所以なり。且つ死するもの万一能く知ること有らば、將^はた其の不幸を土中に悼まじ。」

さらに、張円は盜賊によつて殺され、葬式を控えていること、女奴の抱いている嬰兒は張円の息子の張汴であり、墓碑執筆の依頼のために喪主である嬰兒を連れてきたことが分かる。ここまで読んで、読者は冒頭で女奴が嬰兒を抱いてやって来た意味が理解できるのである。つまり、この「張円墓碣」では、冒頭から情報が小出しにされ、読者が読み進めるにつれて謎が明らかになっていく構造になっているのである。その情報は一つ一つ簡潔に整理されており、まるで墓碑の中に読者が読み進めるための道すじがつけられているかのようなものである。

では、韓愈の用意した道すじに従つて、さらに読み進めていくこととしよう。右で劉氏は張円への哀悼のことは述べ、韓愈に墓碑を書いてもらえれば末代まで名が残り、子孫がその恩恵に浴するだけでなく、死んだ張円も地中で悲しまぬであることを述べた。その墓碑の執筆は、張円の生前の願いでもあったことが次で示される。

又曰、「妾夫在嶺南時、嘗疾病、泣語曰、『吾志非不如古人、吾才豈不如今人、而至於是、而死於是邪。若爾吾哀、必求夫子銘。是爾与吾不朽也。』」

(又曰く、「妾の夫嶺南に在りし時、嘗て病を疾み、泣語して曰く、『吾が志は古人に如かざるに非ず。吾が才は豈に今人に如かざらんや。而るに是に至りて是に死せんか。若し爾吾を哀れまば、必ず夫子に銘を求めよ。是れ爾と吾とを不朽にするなり。』と。」)

このように「必ず夫子に銘を求めよ」という張円の肉声を引くことにより、墓碑の執筆は張円と劉氏の強い願いであることが明らかにされている。ここで注目したい点は、張円のことばである。「吾志非不如古人、吾才豈不如今人、而至於是、而死於是邪。」ということばは、原文で見ると完全な対偶を成していることがわかる。実は、全文を通して見ても、完全な対偶を成しているのはこの一文だけである。妻劉氏の発言の中に対偶による硬い表現が置かれることで、張円の発言は知識人らしいことばとして読者に印象づけられる。韓愈は張円に対偶で語らせることによって、張円の文才を暗示し、妻劉氏の発言と差別化を図っているのである。

女奴の伝えた劉氏の発言は、以上である。通常碑誌の執筆を依頼する表現は、誌主の略歴を示した「序」の末尾、「銘」の直前に置かれることが多く、この「張円墓碣」のように冒頭に置かれることは少ない。また、この発話文は「張円墓碣」全体の約半分を占めており、冒頭からこれだけの分量を碑誌の執筆を依頼する発話文で占めるという書き方は、碑誌の文としては特殊である。

愈既哭弔辭、遂叙次其族世名字事始終而銘曰。

(愈既に哭弔して辞するも、遂に其の族世・名字・事の始終を叙次し、而して銘して曰く。)

劉氏からの長い言つてを聞いた韓愈は、いったん断つた上で、墓碑の執筆を承諾する。以下、「張円墓碣」は後半に入つてようやく張円の事跡を記し始める。

君字直之。祖謙、父孝新、皆為官汴宋間。君嘗讀書、為文辭、有氣。有吏才、嘗感激欲自奮拔、樹功名以見

世。

(君字は直之。祖謙^{かん}、父孝新、皆汴宋の間に官たり。君嘗て書を読み、文辞を為^{つく}りて、氣有り。吏才有り、嘗て感激して自ら奮拔して、功名を樹^たてて以て世に見れんと欲す。)

張円の祖父も父も「官たり」とあるのみで、具体的な官名は示されない。高貴な家柄ではなかったのであろう。続いて、張円が学問に志したことが記される。前半部に引かれた張円の発言に暗示されていたように、ここでも張円は「文辞を為り、氣有り、吏才有り」人物であると評されている。

初擧進士、再不第、因去。事宣武軍節度使、得官至監察御史。坐事貶嶺南。再遷至河中府法曹參軍、撰虞鄉令、有能名。進撰河東令、又有名、遂署河東從事。絳州闕刺史、撰絳州事、能聞朝廷。

(初め進士に擧げらるるも、再び第せず、因りて去る。宣武軍節度使に事^{つか}え、官を得て監察御史に至る。事に坐して嶺南に貶せらる。再び遷りて河中府法曹參軍に至る。虞郷の令^とを撰り、能名有り。進みて河東令を撰り、又名有り、遂に河東從事に署せらる。絳州刺史を闕^かき、絳州の事を撰り、能は朝廷に聞こゆ。)

張円は礼部の進士科には合格したものの、吏部の試験に二度不合格となり、汴州(河南省)の宣武軍節度使の幕僚となった。しかし何らかの事情で、嶺南に左遷されることとなる。張円は左遷先から河中府(山西省)へ戻されたのち才能を認められ、次々に昇進を重ねる。虞郷県令、河東県令、河東節度使の属官を歴任し、朝廷にまで届くほどの名声を獲得するのである。右のように、「撰」や「署」(いずれも仮の役職につくこと)とはいえ歴任した官

名が簡潔に並べられているので、読者は張円がとんとん拍子で出世したと諒解できる。ところが、ここへ来て事態は一変する。

元和四年秋、有事適東方、既還、八月壬辰、死于汴城西双丘、年四十有七。明年二月日、葬河南偃師。妻彭城人、世有衣冠。祖好順、泗州刺史。父泳、卒蘄州別駕。女四人、男一人、嬰兒汴也。是為銘。

(元和四年秋、事有りて東方に適き、既に還り、八月壬辰、汴城の西の双丘に死す。年四十有七なり。明年二月日、河南の偃師に葬らる。妻は彭城の人、世よ衣冠有り。祖好順、泗州刺史たり。父泳、蘄州の別駕に卒す。女四人、男一人、嬰兒汴なり。是れ銘と為す。)

張円のあまりにあっけない死である。才能があり、昇進を重ねてきた張円だけに、読者としては予想された前途が突如として無くなったような意外さがある。

「張円墓碣」も以上で終わりである。末尾について見てみよう。「男一人、嬰兒汴なり」とあるように、張円の子どもで男子は張汴一人であったことが分かる。冒頭で女奴が嬰兒の汴を抱いてやってきたのは、喪主となれるのが嬰兒の汴しかいなかったからだと改めて理解されよう。

また、最後の「是れ銘と為す」とは、「張円墓碣」の後半部全体を「銘」とするということを明言している。一般に「銘」は韻文によって書かれ、誌主への称賛や哀悼のことが述べられる。韓愈の碑誌には散文による銘も少なくないものの、内容としては韻文で書かれるものと同様であるといつてよい。だが、ここで「銘」とされているのは本来「序」で書くべき誌主の略歴であり、「銘」と呼ぶにはやはりふさわしくない。

問題は、ここで使われている「死」という語である。通常、碑誌の中で「死」という表現は用いられない。「薨」または「卒」と書かれるのが普通であり、「死」という表現はその人物の死にさまの異常さを暗示している。韓愈は「唐故朝散大夫商州刺史除名徙封州董府君墓誌銘」（『韓昌黎文集』巻二九）でも誌主の董溪に対して「元和六年五月十二日、死湘中」と、「死」を用いて書いている。この董溪の死因については『旧唐書』巻一四「権徳輿伝」の記述に「運糧使董溪・于皋謨盗用官錢、詔流嶺南、行至湖外、密令中使皆殺之。（運糧使董溪・于皋謨官錢を盗用す。詔して嶺南に流し、行きて湖外に至らしめ、密かに中使をして皆之を殺さしむ。）」とある。つまり、董溪は軍資金を横領した罪で左遷され、その途中で殺されているのだが、韓愈はその事情を書かず、「湘中に死す」とのみ記しているのである。これについて、南宋の樊汝霖は「誌第云『死湘中』、諱之也。（誌に第『湘中に死す』と云うは、之を諱めばなり。）」⁽¹⁾といい、韓愈が董溪の死因を詳しく書くことを避けたためだとしている。また、清の沈欽韓は次のように「張円墓碣」の表現にも触れながら、「死」と書いているのは命を正しく全うしなかったためだと述べている。「銘誌之体、曰『薨』、曰『卒』、其曰『死』者、則非命之正矣。与『張円死於汴城』同一例。（銘誌の体は、「薨」と曰い、「卒」と曰うを、其れ「死」と曰うは、則ち命の正しきに非ざればなり。「張円汴城に死す」と同一の例なり。）」⁽⁵⁾

張円に対して用いられた「死」という語は、簡潔な事跡の羅列の中に置かれることにより、「死」一文字の持つ不気味な印象が強調されている。この「張円墓碣」は全体のスタイルも破格であるが、その異常さはこの「死」一字に最も集約されているといえよう。

二、墓碑執筆上の制約とその克服

(一) 二つの制約

ここで、もう一度書き出しの部分について考えてみたい。

女奴の嬰兒を抱きて来たる有り、其の主夫人の語を致して曰く。

先にも述べたように、召使いが韓愈のもとへやってきたのは墓碑の依頼のためである。このように、依頼の経緯が示されるのは韓愈の碑誌の特徴である。韓愈以前では例えば初唐の李大亮「昭慶令王璠清徳頌碑」(『全唐文』卷一三三)に「請鑄無媿之詞、用紀非常之徳。(無媿の詞を鑄て、用て非常の徳を紀さんことを請う。)」とあり、同じく初唐の楊炯「唐昭武校尉曹君神道碑」(『全唐文』卷一九四)にも「託無媿之銘(無媿の銘を託す)」という表現を見ることができる。いずれも依頼があったことを示しているものの、比較的短く、数も少ない。依頼の経緯を示す表現は韓愈以降だけに碑誌に書かれるようになり、その表現も長文化していく傾向にある。

ただ、「張円墓碣」が韓愈の他の碑誌と異なるのは、口頭でのみ依頼が行われたという点である。これを、韓愈「河内少尹李公墓誌銘」(『韓昌黎文集』卷二五⁶)の請銘の記述と比較してみる。(傍点は筆者による)

前事之月、其子道敏哭再拜授使者公行状、以幣走京師、乞銘於博士韓愈。

(事に前^まだつの月、其の子道敏哭して再拜し使者に公の行状を授け、幣を以て京師に走らせ、銘を博士韓愈

に乞う。

この「唐故河南少尹李公墓誌銘」のように、碑誌の依頼には行状が添えられるのが普通であり、碑誌の執筆者はその行状をもとに誌主の事績を記していく。しかし、「張円墓碣」では、行状が持ち込まれたことは示されず、すべて口頭で依頼がなされている。このことは、張円に行状が無かったことを想像させる。

行状が無かったとすれば、そのような資料的制約の中、韓愈はどのようにして「張円墓碣」を書いたのであろうか。それを明らかにするためには、先に誌主張円について考えてみる必要がある。

誌主の張円は、河中府の法曹參軍（従七位）という低い地位でおわったこともあり、『旧唐書』『新唐書』などの正史には登場しない。史書では唐の李肇の『唐国史補』に短い伝があるのみで、歴史的にはまったく無名の人物といつてよい。「張円墓碣」には、張円は元和四年（八〇九）に四十七歳で死に、翌元和五年（八一〇）二月某日に埋葬された（「二月庚午」に作るものもある）とあるので、この墓碑は元和五年の春に書かれたと推定される。當時韓愈は四十二歳、洛陽で都官員外郎に就いていた。

「張円墓碣」でほとんど記されなかった張円の死については、李肇の『唐国史補』巻中にやや詳しい。

張円者、韓弘旧吏。初弘秉節、事無大小委之。後乃奏貶、円多怨言、乃量移。誘至汴州、極欲而遣、次八角店、白日殺之、尽収所賂而還。

（張円は、韓弘の旧吏なり。初め弘節を乗り、事の大小と無く之に委ぬ。後乃ち奏して貶め、円怨言多く、乃ち量移す。誘いて汴州に至らしめ、欲を極めて遣る。八角店に次り、白日之を殺し、尽く賂する所を収め

て還る。）

右が『唐国史補』が載せる張円についての記録の全文である。韓弘とは、「張円墓碣」で「宣武軍節度使」と書かれていた人物である。韓弘は貞元十六年（八〇〇）から元和十四年（八一九）まで汴州の宣武軍節度使を務めた。^⑨この「張円墓碣」が書かれたときも、韓弘は宣武軍節度使を務めていたことになる。のちに司徒兼中書令となり、長慶三年（八二三）河中節度使で卒した。大尉・許国公を追贈され、韓愈が神道碑を書いている（司徒兼侍中中書令贈大尉許国公神道碑銘」『韓昌黎文集』卷三二）。

『唐国史補』によれば、韓愈の「張円墓碣」で「元和四年秋、事有りて東方に適く」の「東方」とは「汴州」であり、張円はそこへ呼び出されて十分にもてなされたことが分かる。張円は汴州にいる宣武軍節度使の韓弘に誘い出されて殺されたと考えられよう。『唐国史補』と韓愈の「張円墓碣」の記録を重ね合わせてみると、次のようになる。

張円は科挙の試験に失敗したのち、汴州を治める宣武軍節度使の韓弘の幕僚となった。韓弘ははじめ張円を信任し、諸事万般を張円に任せていたが、何らかの理由で張円を嶺南に左遷させた。その後張円は嶺南から都にほど近い河中府へ転属となり、そこで実績を積んだ。元和四年（八〇九）の秋、張円は韓弘に呼ばれて汴州に行き、十分な歓待を受けたが、その帰路、八月壬辰（二十日）白昼殺害された。

ちなみに、張円の記録について、『唐国史補』の目録は「韓弘の賊張円」と題している。^⑩韓弘から見れば殺した相手であるから、「賊」とも呼ぶべき存在だということになろう。『唐国史補』は、韓弘の立場から題を付している

ことになる。

しかし、墓碑の依頼を受けた韓愈としては、誌主の張円の側に立って書かねばならない。張円が「私を夫子に獲たり」と語っていたように、韓愈は張円と親交があった形跡がある。それでは、なおさら張円を「賊」と書くわけにはいかない。むしろ、張円は非業の死を迎えた人物として描かれるはずである。

ところが、張円を殺した人物というのが問題である。相手の韓弘は節度使、地方の軍権を握る実力者である。実は、韓愈は貞元十二年（七九六）から貞元十五年（七九九）まで、韓弘赴任前の宣武軍節度使の幕僚を務めていた。この「張円墓碣」が書かれた元和五年も韓弘は宣武軍節度使を務めており、うかつに韓弘の名を出せば、角が立つ。かといって、誌主張円を「賊」と書くこともできない。このジレンマを、韓愈はどう解決したのか。

（二）逆転の発想

行状が無いということ、張円を殺したのが節度使という高官であったこと。資料的制約と政治的制約に挟まれたであろう韓愈が出した答えは、語らぬこと、であった。「張円墓碣」全篇を通して、具体的な事情は一切書かなかったのである。

韓愈は、韓弘の名を出さなかった。張円が幕僚となったときは「宣武軍節度使に事う」とのみ書き、張円が死んだ理由も「盗」によるものだと張円の妻のことばに語らせた。張円が韓弘によって汴州に誘い出されたことも「元和四年秋、事有りて東方に適く」と書くにとどめ、極力具体的な記述を避けた。

さらに、韓愈自身のことばも書き入れなかった。韓愈は碑誌の中で、自身の発言を書き入れることがある。「河

南少尹李公墓誌銘」では、墓誌銘の依頼に対する返答が書かれていて、次のようにある。

「少尹將以某月日葬、宜有銘。其不肖嗣道敏杖而執事、不敢違次、不得跣以請。」愈曰、「公行兇銘法、子又
 礼葬、敢不諾而銘諸。」

（「少尹 將に某月日を以て葬られんとす。宜しく銘有るべし。其の不肖の嗣道敏杖して事を執り、敢えて次
 を違えず、跣して以て請うを得ず。」と。愈曰く、「公の行いは銘法に応ず。子又礼葬す。敢えて諾して諸
 に銘せざらんや。」と。）

だが、「張円墓碣」では韓愈のことばが一切見られない。それだけでなく、誌主を称え、哀悼する「銘」すら末
 尾に置かなかつた。韓愈は、この墓碑の中で徹底的に口をつぐんでいるのである。

そのかわり韓愈は、張円の妻劉氏に多くを語らせた。語りの順序は整理されている。身元を明かし、誌主は韓愈
 と親交があつたこと、名文家である韓愈に碑文を依頼したいということ。すべて口頭で説明されるのは、すでに述
 べたように行状が無いということを暗示しているように読める。そして、妻劉氏の口から誌主への哀悼のことばを
 語らせた。「妾^{はなは}重^{はなは}だ其の生きては志の就^ならず、恐らくは死しては遂に沈^{はなは}浪^{はなは}たるを哀れむ」と。碑誌の末尾に置かれ
 る一般的な銘で語るべきことばを、前半部で語り尽くしたのである。

続く後半部では、誌主張円の事績が記される。行状がなかつたとすれば、事績が簡略にしか示されなかつたこと
 は理解できる。しかし、本当は政治的理由によって、具体的な記述は避けざるを得なかつた。韓愈は資料的制約を
 逆手にとり、行状が無くて語れないふりをして、実際は意識的に語らなかつたのではないだろうか。

こうして、「張円墓碣」は異例の文体で書かれることとなった。具体記述を避けたことにより、「張円墓碣」は全体に短く簡潔な墓碑となった。簡潔な文の中に「死」と言う語が置かれることにより、「死」一字の持つ異常さはいっそう際立つのである。この「死」という一字は、実は語られなかった背景を強く暗示させることばとして選択されていると考えられる。

なお、最後に次のことをつけ加えておきたい。この「張円墓碣」の中では沈黙を守り続けた韓愈だが、ただ一か所韓愈が哀悼の意を示したことばがある。劉氏からの言つてを聞いた後、墓碑の執筆を受諾する部分の「哭」の語である。(傍点は筆者による)

愈既に哭弔して辞するも、遂に其の族世・名字・事の始終を序次し、而して銘して曰く。

韓愈が自身の行動として碑誌に「哭」の字を用いたのは、『韓昌黎文集』に収められている七十五本の碑誌のうち、友人の孟郊のために書いた「貞曜先生墓誌銘」と、この「張円墓碣」の二つだけである。¹⁾

- (1) 本稿では、韓愈の碑誌の題名および本文は『韓昌黎文集校注』（韓愈撰、馬其昶校注、馬茂元整理、上海古籍出版社、一九八七年）により、あわせて『韓昌黎文集』の巻数を示す。また、本文の訓読は清水茂『韓愈Ⅰ・Ⅱ』（筑摩書房、一九八六～八七年）を参考にした。
- (2) 墓碣文については、明・吳訥著『文章弁体序説』「墓碑・墓碣・墓表・墓誌・墓記・埋銘」の条に「墓碣、近世五品以下所用、文与碑同。（墓碣は、近世五品以下用うる所なり。文は碑と同じ。）とある（人民文学出版社、一九六二年、五二頁）。本稿では墓碣文を墓碑の一種とみなす。
- (3) 『旧唐書』（中華書局）、一九七五年、四〇〇四頁
- (4) 南宋・魏仲举撰『五百家注昌黎文集』（『文淵閣四庫全書』第一〇七四冊所収（台湾商務印書館）卷二九、四三八頁
- (5) 前掲『韓昌黎文集校注』四四三頁、馬其昶補注所引
- (6) 前掲『韓昌黎文集校注』三六八頁
- (7) 南宋・朱熹撰『昌黎先生集考異』（上海古籍出版社）一九八一年、卷七、二六八頁
- (8) 明・毛晋輯『增補津逮秘書』（中文出版社）一九八〇年、六、二七四頁
- (9) 吳廷燮撰『唐方鎮年表』（中華書局）一九八〇年、卷二、一九四～一九七頁
- (10) 前掲『增補津逮秘書』、六、二五〇頁
- (11) 韓愈「貞曜先生墓誌銘」には、「愈哭曰、『嗚呼、吾尚念銘吾友也夫。』（愈哭して曰く、『嗚呼、吾尚お吾が友に銘するに忍びんや。』）」とある（前掲『韓昌黎文集校注』四四四～四四五頁）。

摘要

至「死」之路

—以《韓愈唐河中府法曹張君墓碣銘》爲中心

堀 史人

韓愈的《唐河中府法曹張君墓碣銘》是一篇有著特殊色彩的墓碑文。此墓碑以出乎讀者意料的寫法開篇，以與一般碑誌文相異的順序展開敘述。文章採用了讀者的疑問隨著文章的深入而逐步得以明瞭得寫法。就好像是墓碑之中爲讀者鋪設了路徑一樣的文體。沿著此路徑一路走來，最後到達的是作者對墓碑主人的死亡所用的「死」字的文學表現。通常碑誌中對墓碑主人是不使用「死」字的，僅此一字便暗示了主人公異樣的死亡。可以認為韓愈雖然受到墓碑執筆上的制約，但還是試圖利用與通常不一樣的文體來表現「死」的異常性的。

キーワード：韓愈、「唐河中府法曹張君墓碣銘」、碑誌、死